

## 第2期香川県アルコール健康障害対策推進計画の概要

### I 計画策定の趣旨

国、市町、民間団体等の関係機関と連携し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止並びに当事者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる香川の実現を目指す。

### II 計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第14条第1項の規定に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」

### III 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

### IV 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

- (1) 発生、進行及び再発の各段階での防止対策とアルコール健康障害の当事者とその家族への支援
- (2) アルコール健康障害に関連して生ずる問題（飲酒運転、暴力、虐待、自殺等）に関する施策との有機的な連携

#### 2 基本的な方向性

- (1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- (2) 誰もが相談できる場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- (3) 医療における質の向上と連携の促進
- (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

### V 重点課題と目標

重点課題	1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防
目標	(1) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を減少させる。 （令和8年 男性12.4%以下、女性6.4%以下） (2) 20歳未満の者の飲酒をなくす。 (3) 妊娠中の飲酒をなくす。
重点課題	2 アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備
目標	(1) チラシやリーフレットの配布、出前講座等を実施する。（年3回の出前講座開催） (2) 国等が実施する相談支援者向け研修に保健所職員等を派遣する。（令和8年度までに10人派遣） (3) 国等が実施する医療従事者向け研修に医療従事者を派遣するとともに、医療機関を対象とした研修会を開催する。（令和8年度までに10人派遣） (4) 関係機関の連携のため、連携会議を毎年開催する。

### VI 基本的施策

- 1 教育の振興等（発生予防：一次予防）
- 2 不適切な飲酒の誘引の防止（発生予防：一次予防）
- 3 健康診断及び保健指導（進行予防：二次予防）
- 4 アルコール健康障害に係る医療の充実等（進行予防：二次予防、再発予防：三次予防）
- 5 相談支援等（進行予防：二次予防、再発予防：三次予防）
- 6 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等（進行予防：二次予防、再発予防：三次予防）
- 7 社会復帰の支援（再発予防：三次予防）
- 8 民間団体の活動に対する支援（再発予防：三次予防）
- 9 人材の確保等
- 10 調査研究の推進等

### VII 推進体制等

医療、保健、福祉、教育、労働、警察、消防、矯正等の関係機関及び自助グループ等の民間団体等とのネットワークを構築し、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進に向けて、検討、協議を進める。